		三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ケルン石 （無水物）	RASORITE (ANHYDROUS)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ルチルサンド ［金紅石］	RUTILE SAND	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
塩	SALT	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分には、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中、積載場所を通風しないこと。 八　船積み後、ハッチを閉鎖すること。
ソルトケーキ	SALT CAKE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
岩塩	SALT ROCK	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
砂	SAND	一　貨物が樹脂で覆われた工業用の砂である場合は、熱源と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。
		六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　乾燥させること。 ロ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
金属くず	SCRAP METAL	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　荷役時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。 五　船積み時、船倉の船首尾方向の中心線から周囲に拡散するよう、積載すること。 六　荷役後、船体の損傷を確認すること。 七　積載場所を通風する場合は、貨物の表層のみを通風すること。 八　積載場所のビルジは、非常時を除き、吸引しないこと。 九　船倉の清掃をする場合は、鋭利な破片が存在することを周知すること。 十　陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウェルから、漏れた油を取り除くこと。
シードケーキ （非危険物）	SEED CAKE (non-hazardous)	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより非危険物であることを確認すること。 七　積載場所のハッチは風雨密であること。
シリコンスラグ	SILICON SLAG	一　酸又は塩基の物質と別の船倉又は区画に積載すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。